



水質検査ご案内



厚生労働省登録検査機関の信頼をお届けします

飲料水、井戸水や食品製造、プール、浴槽などに使われる水は、安全で各関係法令に適合した水でなければなりません。
弊社では、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関として水質検査を行い、各関係法令への適合を判定し、安全性を証明いたします。

水質検査メニュー

水道法

水道水質基準上水50項目

上水省略不可9項目

原水39項目

クリプトスポリジウム指標菌

ビル管理法

飲料水10項目

飲料水15項目

消毒副生成物12項目

食品衛生法

食品衛生法26項目

清涼飲料水(ミネラルウォーター類)
成分規格9項目

ミネラルウォーター類原水18項目

※上記項目に腸球菌、緑膿菌は含まれません

その他

プール水・浴槽水

雑用水・排水

レジオネラ属菌

温泉成分分析

■ 上記メニュー以外の検査や検査項目が不明な場合など、お気軽にご相談ください。

お気軽にお問合せください

06-6648-7157

私にご連絡ください

担当営業 阪井



株式会社 東邦微生物病研究所

本社 〒556-0001 大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14
TEL:06-6648-7157 FAX:06-6636-9266
E-mail toholab@toholab.co.jp
URL <http://www.toholab.co.jp>



■登録及び認可
・衛生検査所(微生物)
・建築物飲料水水質検査業
・環境計量証明事業
・水道法・水質検査
(厚生労働大臣登録)
・食品衛生法 (厚生労働大臣登録)
・温泉成分分析登録施設

営業時間:9時~17時